

社会福祉施設等指導監査実施要綱

第1 目的

この要綱は、社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査に関して基本的な事項を定め、もって社会福祉事業の適正な運営を確保することを目的とする。

第2 指導監査の対象

- 1 社会福祉法人
- 2 別表に掲げる社会福祉施設

ただし、特別養護老人ホームについては「青森県介護サービス事業者等指導要綱」に基づく運営指導の対象としている場合は、指導監査を省略することができる。

また障害者支援施設及び児童福祉施設（障害児入所施設等に限る。）については「青森県指定障害福祉サービス事業者等指導要綱」に基づく運営指導の対象としている場合は、指導監査を省略することができる。

第3 指導監査の事項

- 1 社会福祉法人・施設の運営管理
- 2 社会福祉施設の利用者処遇
- 3 社会福祉法人・施設の経理
- 4 その他必要な事項

第4 指導監査の実施

- 1 指導監査の実施に当たっては、時期が偏らないよう計画的に実施するものとする。
- 2 指導監査の対象となる社会福祉法人又は社会福祉施設に対し、事前に次の事項を通知する。
 - (1) 指導監査の根拠規定
 - (2) 指導監査の日時及び場所
 - (3) 指導監査所属名
 - (4) 事前提出資料及び当日準備資料
- 3 社会福祉法人の指導監査と社会福祉施設の指導監査は原則として同時に実施する。

第5 指導監査班の編成

指導監査の実施に当たっては、指導監査担当職員で指導監査班を編成する。

第6 指導監査結果の処理

- 1 指導監査に従事した職員は、その結果について速やかに復命書を作成する。
- 2 指導監査結果の通知については、その内容を検討し、文書で社会福祉法人等の代表者に通知する。その場合、改善を要する事項については、期限を付して報告を求める。
- 3 指導監査結果に対する改善報告により、指摘事項についての是正・改善状況等を確認し、その進行管理を行う。

また、問題を抱える社会福祉施設等に対しては、継続的な指導を行う。

第7 指導監査従事職員の心得

- 1 指導監査の実施に当たっては、関係法令等に基づき、常に公正不偏かつ懇切丁寧な姿勢をもって臨み、努めて理解と積極的かつ自主的協力が得られるよう配慮すること。
- 2 改善を要する事項がある場合については、その要因の究明を行い、改善方策について具体的に助言指導すること。
- 3 社会福祉法人・社会福祉施設ごとの問題点や課題について、自主点検表及び関連資

料等をもとに、あらかじめ十分把握しておくこと。

第8 実施要領

この要綱に定めのあるもののほか、指導監査の実施に当たっての必要な事項については、実施要領で定める。

附則

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から実施する。
- 2 社会福祉指導プロジェクト・チーム設置要綱（昭和54年4月1日）は廃止する。
- 3 平成9年4月1日一部改正
- 4 平成10年4月1日一部改正
- 5 平成11年4月1日一部改正
- 6 平成12年4月1日一部改正（第2の2）
- 7 平成14年4月1日一部改正（第2、第4関係）
- 8 平成15年4月1日一部改正（第3の1及び3第5関係）
- 9 平成16年5月17日一部改正（第2但し書追加）
- 10 平成18年4月1日一部改正（第2、第3）
- 11 平成19年4月1日一部改正（第2但し書追加、別表施設種別）
- 12 平成21年4月1日一部改正（第2但し書き、第3の1、第4の3、第7の3）
- 13 平成22年4月1日一部改正（別表施設種別）
- 14 平成23年4月1日一部改正（別表施設種別）
- 15 平成24年4月1日一部改正（別表施設種別）
- 16 平成25年4月1日一部改正（第3、第4、第5、第6、第8）
- 17 平成27年5月12日一部改正（別表施設種別）
- 18 平成29年8月2日一部改正（別表施設種別）
- 19 令和元年9月9日一部改正（別表施設種別）
- 20 令和2年3月24日一部改正、令和2年4月1日から実施（別表施設種別）
- 21 令和3年5月19日一部改正（第2の1、第2の2、別表施設種別）
- 22 令和6年4月17日一部改正、令和6年4月1日から適用（別表施設種別）
- 23 令和7年8月20日一部改正、令和7年4月1日から適用（第2の2、第4の2、別表施設種別）

(別表)

指 導 監 査 対 象 施 設 種 別

- 1 保護施設
 - (1) 救護施設
- 2 老人福祉施設
 - (1) 養護老人ホーム
 - (2) 特別養護老人ホーム
 - (3) 軽費老人ホーム
- 3 児童福祉施設
 - (1) 乳児院
 - (2) 母子生活支援施設
 - (3) 保育所
 - (4) 児童養護施設
 - (5) 福祉型障害児入所施設
 - (6) 医療型障害児入所施設
 - (7) 児童発達支援センター
 - (8) 児童自立支援施設
 - (9) 児童心理治療施設
 - (10) 幼保連携型認定こども園
- 4 障害者支援施設